

会 議 録

1 会議名

令和7年度 第1回上越市環境政策審議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) し尿くみ取り手数料の改定について（公開）

(2) 上越市第4次環境基本計画の取組状況等について（公開）

3 開催日時

令和7年11月26日（水）午後2時から午後3時30分まで

4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者 氏名（敬称略）

委員：横田委員、山縣委員、村山委員、石野委員、山口委員、
樋口委員、木嶋委員、大嶋委員、市川委員、竹内委員、
大滝委員、竹内委員、石田委員、鳴海委員、吉田委員

事務局：白石環境部長

環境政策課：山田課長、平野参事、細谷副課長、佐藤係長、杉沢主事

生活環境課：柄澤課長、滝澤副課長、渡邊主事

関係課：農政課 荻野係長

8 発言の内容

（事務局）

ただ今から令和7年度第1回上越市環境政策審議会の会議を開催する。はじめに、環境部長の白石がご挨拶申し上げます。

(白石環境部長)

～挨拶～

(事務局)

今年度委員にご就任いただいた委員の皆様から自己紹介を兼ねて一言ずつご挨拶をお願いしたい。

～委員自己紹介～

(事務局)

続いて事務局の紹介をさせていただく。当審議会の事務局は環境部の環境政策課と生活環境課が担当している。事務局職員からご挨拶申し上げる。

～事務局挨拶～

(事務局)

本日の出席状況について報告させていただく。委員 18 名のうち、15 名の出席である。上越市環境政策審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席があるため、会議が成立していることを報告する。

(事務局)

続いて会長・副会長の選出である。環境政策審議会の会長・副会長の選出は、環境政策審議会規則第 2 条第 2 項により「会長及び副会長は委員の互選により定める」となっているが、いかがとりはからうか。

～委員より事務局案提示の声あり～

(事務局)

事務局案としては、会長は山縣会長、副会長は吉田委員にお願いしたいと考えるが、いかがか。

～異議なしの声あり～

(山縣会長)

～挨拶～

(吉田副会長)

～挨拶～

(事務局)

本日の資料についてご確認いただきたい。

～資料確認～

(事務局)

議事に入る前に環境部長から山縣会長へ、諮問書を手交させていただく。

～諮問書を読み上げ会長へ手交～

(事務局)

環境政策審議会第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなるので、ここからの議事進行については山縣会長にお願いする。

(山縣会長)

しばらくの間、議長を務めさせていただく。なお、ただいま市から諮問があったが、本日の審議会中で意見がまとまれば、本日、答申をさせていただくのでご協力いただきたい。

議題

(1) し尿くみ取り手数料の改定について

(事務局)

資料1について説明

(山縣会長)

質問・意見はないか。

(石田委員)

値上げする理由が理解できず、根拠も不明確である。また、資料5ページ記載の県内他市の状況を見ると、上から3番目。改定すると上から2番目に上がるが、なぜこの位置なのか。事業者調査した生活排水収集運搬経費について正確性を確認できるものではないと考えられるが、その数字から算出した単価であるということで、市民よりも業者を優先しているのではないか。他市の状況を踏まえて、平均値に近づけるなど市として施策は考えていないのか。

(柄澤課長)

し尿については、かねてより受益者負担の考え方から、収集運搬の費用と同額を手数料として納めていただいております、その他に汚泥リサイクルパークというし尿処理場で処理する際の経費は、税金で賄っている。

また、費用の正確性についてであるが、当課でも調査資料を点検したうえで、業者とやりとりをしながら検討してきた。点検や業者とのやり取りは、3年前の改定検討の際も行っており、今回も同様である。今回の値上げについては、収集運搬経費が上がっていく中で、その応分の負担を利用者からしていただくという理由での提案である。

算出結果を反映すると、県内2位の金額となり、他市に委託料や手数料の状況を確認したところ、収集運搬業者に支払う委託料に税金を投入している自治体もあった。上越市の場合は、その収集運搬に係る委託料に、税金を投入しておらず、受益者負担としているため、他市と比較して高いのであろうと理解している。

(石田委員)

今の答弁は理解したが、なぜ税金の投入を他の市ができて、上越市ができないのか。市民のために努力して、価格設定する必要があるのではないか。

(柄澤課長)

私もし尿くみ取り利用者の立場であれば、当然値上げしてもらいたくないという感情になると思う。しかし、市民からいただく税金は有限である。その中でも、し尿処理に関わる部分について、税金を投入するというのが当市の方針である。資料にも記載したが、し尿くみ取りについては、利用人口は約4,000人と限られていることから、これまでも税金を収集運搬の部分には、投入しておらず、今回も同じ形とさせていただきたい。

つまり、全体の税金の投入すべきところがある中で、この部分については、受益者負担という言葉が示している通り、その応分の負担が必要であらうということから、今回の積算と改定の提案とさせていただいた。

(石田委員)

上越市は、収集運搬費に税金を投入しない考えで間違いないか。

(柄澤課長)

今のところ投入の予定はない。

(白石部長)

市の予算は財源が限られている中で、広く市民サービスをやっていかなければいけないということがまず大前提である。今ほど課長の柄澤からも説明したが、し尿くみ取り手数料について、収集運搬の部分は、受益者の皆様からご負担をいただきたいというのが市の方針である。その他の汚泥リサイクルパークにおける処理費用は、市の予算で全てを賄うという二段構えの方法を採用してきた。可能であればこれからもそのような形で、事業をやらせていただきたいということが、当市としての考えである。

(山口委員)

上越市では下水道料金と比較して、し尿くみ取り手数料は高いのか。

(柄澤課長)

資料4 ページに示した通りであるが、下水道料金と比較するとし尿くみ取り手数料は安い。

(大嶋委員)

し尿の処理経費がどのくらいかかっているかわからないが、下水道の料金はおそらく下水処理をしている料金も含まれているものと思う。仮にそうだとすると、し尿を利用している方たちが、ローコストに生活しているように思える。下水道は実際に全体を綺麗にして、川に流していると思うが、処理経費を考えたときにどうなのか。

また、資料を見ると、収集運搬費用は、年々上がっている。現在、人件費や燃料費、機械・機材費など様々なものが上がっていて、それに対応すべく、国民みんなで努力している。人件費も、上げていかなければならない。運搬経費もどんどん上がっていくと思う。今の状況を維持するとしたら、今後税金を投入していかないと収集運搬できなくなると思う。市民の費用負担について、し尿や浄化槽、下水道で、どのような違いがあるのかお答えいただきたい。

(柄澤課長)

生活排水は、下水道区域になっている場合、下水道管を通して、し尿と生活雑排水の全てが処理場まで流れている。その処理経費が使用料に含まれている。下水道の料金も、検討されていると思うが、上越市の場合は、処理場等のインフラの整備費を税金で賄い、処理に関わる経費は、全て使用料に含まれている。

次に合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の全てを家庭にある浄化槽で処理したうえで、公共用水域に放流している。

浄化槽は、各家庭の人槽によって価格が異なる。当市は、西部中山間地の一部に下水道を延伸しない代わりに、公設型の浄化槽を整備した。それに係るコストを計算し、算出している使用料であり、し尿と生活雑排水の全ての収集運搬費が使用料の中に含まれている。浄化槽本体は市が設置していることから、別途負担金を納めてもらっており、使用料には含まれていない。

し尿については、バキューム車で吸い取った後、汚泥リサイクルパークで、汚泥と水処理をし、水処理したものは綺麗にして流し、汚泥については一部肥料にして、販売している。

生活雑排水は、そのまま側溝に流れていることから、水質をきれいにしないまま公共用水域に出ている。公共用水域の保全という観点からは、1日も早い解消を目指しており、市では下水道への接続または合併処理浄化槽の設置をしていただくように促進員を使い、要請している。

このように、公共用水域の水質保全に関わる経費は、し尿くみ取りにおいて、負担していない。純粹にし尿の収集運搬のみを行っていることから、この金額が導き出され、我々としても妥当な額なのであろうということで、諮問させていただいている。

(大嶋委員)

金額のことだけをイメージしていたが、今の説明を聞くと、やはり環境負荷を減らすべく、合併処理槽にするか、下水道にするかというような方向で、市や市民も動いていく方が望ましい。

(横田委員)

3 ページにある生活排水収集運搬経費の中に、浄化槽や農業集落排水も含まれているという説明があったと思う。し尿以外の単価を公表できれば教えていただきたい。

(柄澤課長)

浄化槽は、個々のご家庭が収集業者と契約しており、定額ではなく民間同士の間で決定しているため、市では数字を把握していない。

農業集落排水は、確認し後程回答する。

(横田委員)

し尿くみ取りに係る単価が、その他のものに比べて安いのか、定額で収まっているかということも、各単価が見えれば、示されると考えて質問した。浄化槽のように把握されていない部分もあり、その比較はできないということが分かつ

た。

(柄澤課長)

農業集落排水の単価を回答する。現行の農業集落排水は18リットル当たり167円20銭で収集している。農業集落排水は参加同意型事業であり、集落の皆さんが受益者負担金と呼ばれる費用を納めた中で実施しており、そこがハードの整備費に関わっている。

農業集落排水事業自体は、赤字状態にあり、公共下水道や他の事業の収益をもって充てていると私は理解している。

(横田委員)

今ほど説明いただいた167円20銭の単価は農業集落排水の単価に反映されていると理解してよいか。

(柄澤課長)

その通りである。

(山縣委員)

他に意見がないようであれば、事務局から説明があったし尿くみ取り手数料の改定について、妥当ということで、本日の議事報告が終わった後に、答申をする。

答申書は次第4の報告終了後に、市に手交する。

(2) 第4次環境基本計画の取組状況等について(報告)

(佐藤係長)

資料2,3に基づいて説明

(石田委員)

資料2の14ページに記載されている施策の目標値のうち、「家庭ごみの資源化率」及び「一般廃棄物再生利用率」の進捗状況が「遅れている」と評価されている。その理由として、市民のリサイクルへの関心が低いと挙げられているが、関心を高めるための具体的な改善策が示されていない。

先日開催された生活環境研修会では、ごみの分別等に関する講話があったが、このような取組も改善策になりうるのではないか。

具体的な改善策を提示しないまま、毎年「遅れている」と評価している状況

では進歩がないと考えるがいかがか。

(柄澤課長)

14ページの表は、第4次環境基本計画の大きな方向性について示しており、詳細な事業内容については、今後、議会で予算案を提案する中で審議、検討していく。

具体的な改善策については、先日開催した研修会のほか、3R 推進月間や分別推進月間を実施し、市民への呼びかけを行った。なお、町内会にも協力いただいているクリーン活動についても引き続き実施していく。

リサイクル率の計算方法は、様々な指標の取り方があるため、他市の事案も確認しながら、例えばスーパーマーケットで回収された新聞や雑誌、トレーなどの量を把握し、実際のリサイクル率を再確認していきたい。また、目標の進捗状況の評価を実施したときは「市民の関心が低いため普及啓発の取組を推進する」としたが、実際はリサイクル率が上昇しているのではという思いもあるため、リサイクル率の数字を再確認しながら、どのような傾向があるのかを分析し、施策や事業に生かしていきたい。

(石田委員)

来年度、「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」が新しくなるとのことだが、内容が非常に多いため、要点を絞っていただけると、町内への啓発がより行いやすくなると思う。全体を一度に要約するのは難しいと思うので、時間をかけながら改善していただき。一歩ずつ進めばよいと思うので、ぜひお願いしたい。

(柄澤課長)

いただいた意見を踏まえ、来年度の事業検討の参考とさせていただきます。

(山縣委員)

資源化率については難しいことだと考える。特に、デジタル媒体への移行が進むことで紙媒体が減少し、リサイクル率の低下が懸念される。こうした状況変化により指標の妥当性も変化する可能性がある。

いずれにしても、具体的な改善策を示し、市民に分かりやすく伝えるよう努めていただきたい。

(石野委員)

資料2の3ページ「3 水質保全・排水処理対策の推進」にある「合併処理浄

化槽区域」とは何か。「合併処理浄化槽転換区域」とは違うのか。

また、4 ページ「4 汚水衛生処理率」について、計画策定時が 88%、中間目標値 92.3%に対し、令和 6 年度の 88.5%が順調と評価した理由を教えてください。

さらに、進捗状況の判定や今後の方向性に記載の「公共下水道整備区域の伸展により接続率の向上が図られる」とあるが、接続率が下水道共用区域内で下水道に接続している人の割合であれば、公共下水道整備区域の伸展は必ずしも接続率の向上につながらないのではないかと考えています。合併浄化槽区域についても記載が必要ではないかと考えています。

もう一点、資料 2 の 18 ページ「法令遵守状況」について、浄化槽法における対象施設が 1 件となっているが、他にも浄化槽を設置している施設があるかと考えています。対象施設の要件を教えてください。

(柄澤課長)

まず、合併処理浄化槽区域とは、公共下水道整備区域及び農業集落排水区域に指定されていない従来からの浄化槽区域のことを指す。合併処理浄化槽転換区域とは、公共下水道整備区域のうち、人口減少等により十分な費用対効果が見込まれない区域を中心に、合併処理浄化槽区域へ転換した地域のことを指す。転換区域については、合併浄化槽整備のため、生活環境課から各家庭へ補助金を出している。

また、汚水衛生処理率について、公共下水道整備区域が伸展することで、今まで単独浄化槽やし尿のくみ取りを行っていた家庭が下水道に接続されるため、全体として接続率の向上が見込めるのではないかと考えています。

(山田課長)

汚水衛生処理率を順調と評価した理由及び法令遵守状況における浄化槽法の対象施設の要件については、改めて確認し、後日の回答としたい。

(山縣委員)

後日の回答ということで問題ないかと考えています。

(石野委員)

問題ないかと考えています。

(山縣会長)

ほかに質問がなければ、これで審議を終了し、議長の任を解かせていただく。

(事務局)

それでは、これから答申書を山縣会長から環境部長に手交していただく。
～答申書を読み上げ環境部長へ手交～

(事務局)

本日は長時間に渡りご審議頂き感謝申し上げます。
以上をもって令和7年度第1回上越市環境政策審議会を閉会する。

9 問い合わせ先

環境部環境政策課環境政策係 TEL：025-520-5689

E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。